第１章　プラン策定の趣旨

１　文化政策の意義

文化は、芸術をはじめとして人々の心に豊かさをもたらすとともに、近年においては、都市の魅力と活力の源泉として捉えられるようになってきています。

これは、文化的活動が、自らの個性や豊かな創造力を発揮することによって自己実現や生涯学習へつながり、一方で、文化的活動が日常的に活発に行われることで挑戦する精神や豊かな判断力が育まれ、人々の生活と環境に革新をもたらすという考え方です。

このように、文化政策は、単なる文化芸術の振興にとどまらず、文化を生活や産業、都市空間と一体として捉え、文化的活動の活性化を通じて人々が活き活きと快適に暮らし続けることのできるまちづくりを実現する取り組みとして展開していきます。

２　策定の目的

豊島区らしい文化を創造していくためには、地域の歴史やさまざまな文化資源を大切にしながら、区民をはじめ、大学、NPO、企業など多様な担い手の参加と協働を基調として文化政策を進めていく必要があります。

このプランは、これまでの文化施策とその成果を踏まえつつ、個々の取り組みを具体化しながら、文化を基軸としたまちづくりを区民とともに展開していくための基本的な指針を示すことを目的として策定します。

３　プランの位置づけと構成

（１）位置づけ

このプランは、「文化政策懇話会提言」を実現するための計画として位置づけます。また、「豊島区文化芸術振興条例」に基づく「文化芸術振興に関する計画」を包含するとともに、関連する計画である「生涯学習推進計画」「観光振興プラン」「産業振興計画」「池袋副都心整備ガイドプラン」などとの連携により、区民の文化的活動を支援し、企業、大学、NPO など多様な文化創造の担い手による交流とにぎわいの中から新たな価値を生み出す「文化創造都市」実現のための基本となる計画です。

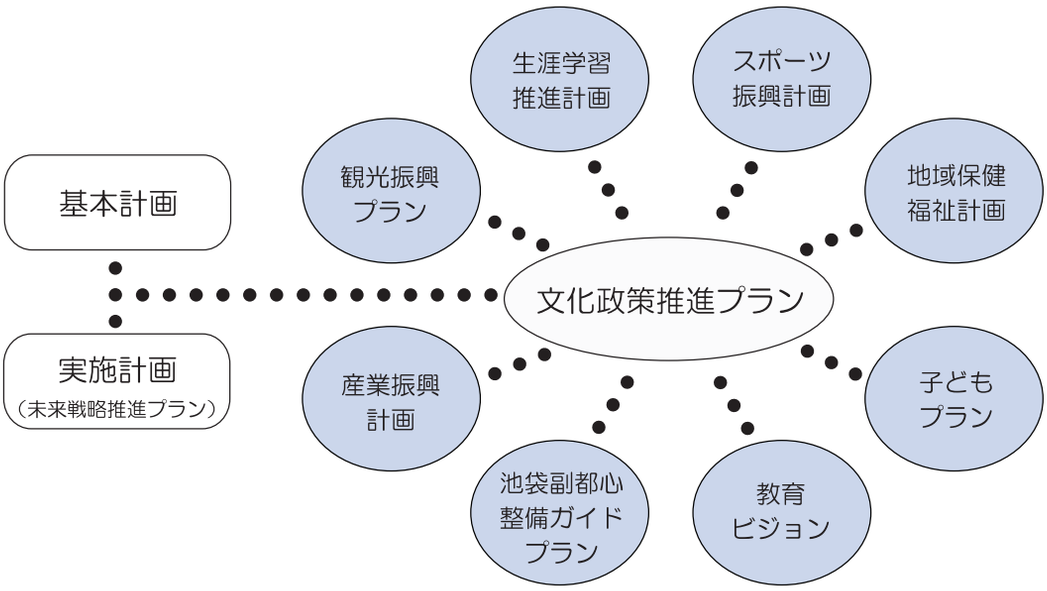

（２）プランの構成

このプランは、第１章から第３章において、文化政策を取り巻く動向と、これまでの施策展開を踏まえた区の現状を整理しています。

第４章は、区の文化政策の基本的な考え方として、めざすべき都市像と文化政策の目標を示しています。

第５章は、この基本的な考え方のもとで、文化施策を展開するための６つの目標、３４の取り組みを定めています。

第６章は、地域毎の文化資源の特徴に着目し、歴史と文化を活かしたまちづくりを展開していくための指針を示しています。

第７章は、第５章による文化施策の展開に加えて、文化政策全体の牽引力となる「３つのシンボルプロジェクト」を定めています。これにより、スピード感とインパクトのある文化政策を推進します。

４　対象期間

平成 22 年度を初年度とする 10 年間をプランの対象期間とします。また、文化政策を取り巻く環境の変化等により、概ね５年を目途に見直すこととします。